

第 28 期東京都青少年問題協議会答申素案
「メディア社会が拡がる中での青少年の健全育成について」への意見

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、青少年の健全な育成に関して種々検討しておられるのを拝見し、私共事業者にとっても大いに参考とさせて頂いており、誠にありがとうございます。

さて、今回、第 28 期東京都青少年問題協議会答申素案について都民意見の募集を行なっておられますので、答申案の第 1 章について若干の意見を述べさせていただきます。

【総論】

- ・知識を持たない青少年が不用意にいわゆる有害サイトにアクセスして被害者にならないように細心の配慮を払うべき事は言うまでもなく、答申に書かれている内容には重要な点が多くあると考えます。
- ・ただ、ネット・ケータイという便利な道具には、他の便利な道具と同様に、多くの光の部分に対して、割合としては小さくても影の部分が生じるのは避けられず、これは、たとえば自動車という便利な道具が交通事故や排ガス汚染という影の部分を持つものと同じようなものであると考えています。
- ・但し、影の部分をできるだけ小さくするために、関連事業者ができる限りの努力をする必要があるのは当然であり、答申にも書かれているように、EMAやI-ROIという行政から独立した第三者機関が自主規制基準を設けて健全サイトの認定を始めています。ただ、これらの活動はまだ始まったばかりであり、当初は試行錯誤的な活動になるのはやむを得ない点が多いと考えています。
- ・自動車については影の部分が一般人にも目に見える形であられるのに対し、ネット・ケータイの場合は一般人（親）が理解（把握）できないところで影の部分が多い、というのがネット・ケータイの影の部分に対する批判が多い理由の一つであると考えています。これについては、PCが1990年頃から20年近くかけて一般家庭に普及して使われるようになったのと同じように、メールやインターネットアクセス機能の付いたケータイが2000年頃に現れてから20年くらい経って十分にリテラシのついた人が主流になるまでの、過渡期間の課題である、という面もあると考えています。
- ・このような時期には、答申にもあるように青少年（および保護者）に対して十分な啓蒙活動を行なうことが重要で、事業者側もそれに応えるべく種々の活動をおこなっています。
- ・ICTの影の部分の存在を認めつつ、「砂利道だと子どもが転んでケガをするので、砂利道のある

かせないように、道を舗装して、しかも転んでも大丈夫なようにクッションを敷けばいい…。果たしてそうでしょうか？すぐに塀を乗り越えて探検に行く好奇心旺盛な子どもたちにとって、砂利道を歩かせないことは、対応能力を失わせるだけであって、根本的な解決にはなりません。」

というたとえのように、光の部分への接触を、時にはある程度の無茶も覚悟して認める、という態度を（保護者自身の責任で）取るが必要な場合もあると考えています。

- ・過保護で基礎体力のない子どもが、将来世界との競争で太刀打ちできなくなる、というようなことにならないよう、配慮をお願いしたいと思います。

【各論】

(1) 答申案第 23 頁 (ア)：安心安全な機能を備えた携帯電話の推奨制度

- ・携帯電話機が移動体であるという特性上、事業者は全国全ての地域で使われることを前提に携帯電話機を製造する必要があります。従って、もしも東京都がこのような制度を導入し、その安心・安全基準の策定と認定を東京都が独自に認定した機関で行なうとすると、事実上、東京都が全国に対して基準を示すのと同じこととなります。
- ・現在、民間を中心とした安心安全に関する全国組織「安心ネットづくり促進協議会」などの組織がすでに活動を始めていますので、是非これらの活動と連携されるようお願いしたいと思います。

(2) 答申案第 25 頁 (ウ)：サイトの公表

- ・ほとんどのサイトにおいては、被害・トラブルを発生するのはそのサイトのごく一部です。一部で問題が発生したサイトを一律に公表しますと、そのサイト全体が問題サイトとみなされて運営に大きな影響を受ける恐れがあります。その結果、有益なサービスの廃止に至る場合もあり得ますので、公表に当たっては関係者との話し合いの場を設けることも考慮して頂きたいと思います。

(3) 答申案第 28 頁 (イ)：フィルタリング解除の困難化

- ・青少年のネット・ケータイに対するリテラシには個人差があり、保護者が青少年のリテラシ水準に応じてフィルタリングを解除できることが、青少年のリテラシ向上には必要であると考えます。これを、特定の事情に合う場合以外は一律に解除禁止とすることは、青少年のリテラシ向上の妨げにならないか、懸念されます。
 - ・青少年自身に限らずその保護者をも対象としてネットや携帯に関する啓蒙を行うところまでに行政の役割を留めて頂き、そこから先は法令などによる押しつけではなく、保護者自身の責任において対処するようにして頂けると幸いです。
- そうした姿勢は、今回の答申前段で親の責任を問うている本協議会の姿勢とも矛盾しないと考えます。

(4) 答申案第 28 頁 (エ)：フィルタリング基準への要請

- ・第 3 者機関の基準についての問題が述べられていますが、影の部分については、上述のように完全になくすことは難しく、基準については試行しながら改善していくべきものと考えま

す。特に、第3者機関は、検閲であるなどの指摘を受けまいよう、行政と独立した機関として設立したものですので、基準については、最終的には第3者機関の判断に委ねることを認めて頂きたいと考えます。

(5) 答申案第29頁(オ)：フィルタリング方式の見直し要請

- ・答申案の方法では有益なサービスへのアクセスが遮断される場合が非常に多くなり、(2)でのべたように光の部分の殺すことにつながりますので、現行のスキームの改善を見守って頂きたいと考えます。

(6) 答申案第31頁：青少年へのアプローチ

答申案第33頁：事業者へのアプローチ (ア) 出前教育

- ・教育・啓発に当たって一定の水準を保つべき事や、事業者が行なう出前講座などでもこの水準を保つべきことは答申案にあるとおり当然のことであると考えます。
- ・東京都がこの基準や指針を定めるに当たっては、事業者の意見も充分に加えて頂けるよう希望致します。

以上、若干の意見を述べさせて頂きました。

ご高配頂けると幸いです。

よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

連絡先 (社)デジタルメディア協会

専務理事 村上敬一

〒141-0021 東京都品川区上大崎 2-15-22 神谷ビル 4F

TEL: 03-5798-7101 FAX: 03-6277-3116